

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

費用に関する規程

平成 24 年 3 月 18 日 制定

平成 26 年 3 月 16 日 改定

平成 28 年 6 月 15 日 改定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人山梨県臨床検査技師会の会員が、会務の為出張する場合は費用を支給する。

(費 用)

第 2 条 費用とは、会務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、手数料、日当等の経費をいう。

(行動の順路)

第 3 条 旅費は、順路により計算する。ただし、やむを得ない事由の場合に現に経過した経路によることができる。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費は、交通費とし、支給額は別表旅費支給基準により支給する。

(旅費の基準)

第 5 条 旅費支給上の旅程は、原則鉄道を基準にして計算する。

(出張の許可)

第 6 条 出張を必要とするときは、所定の用紙を使用し、会長の承認を得なければならない。

(宿泊)

第 7 条 会務として宿泊を要する場合、事後実費を支給する。但し、その上限は 1 日 12,000 円とする。

(日当)

第 8 条 会務のため会議等で県外に出張する場合、1 日当たり日当 1,000 円を支給する。

(費用の制限)

第 9 条 会長は時宜により旅費の一部もしくは全部を支給しないことがある。また、上記費用が会議等を主催する団体より支給される場合、支給されない。原則研究班活動等も、支給されない。

(雑 則)

第 10 条 日臨技部門長会議・部門員会議等において、日臨技から費用が支給されない場合や、部門委員会が開催される研修会等において、研修会費用で賄えない場合などは、本規定を適用する。

2 この規程以外に特別急を要する事情が生じた場合、三役で決し理事会で決定する。

(附 則)

第 11 条 この規程の改廃は、総会の議決を経なければ変更することができない。

第 12 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

別表 旅費支給基準

交 通 費	支 給 額
県 内 (実距離)	当該施設・2 km以内 無し、2 km～10km 500 円、11～20km 1,000 円、 21～30km 1,500 円、31km～40km 2,000 円、41km 以上 3,000 円
県 外	原則として運賃実費